

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した 建築設計標準に関するフォローアップ会議 (第6回)

日時：2024（令和6）年2月16日（金）

10:00～12:00

場所：（一財）国土技術研究センター 7階会議室
+WEB 会議形式

次 第

1. 開会

2. 議事

- （1） 前回会議における意見（概要）について
- （2） 建築物のバリアフリー化に関する取組事例
- （3） 建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WGにおける
検討状況（報告）
- （4） 「建築設計標準」の更なる充実化の方向性

3. その他

4. 閉会

【配布資料】

資料 1-1 委員名簿

資料 1-2 前回会議における意見（概要）について

資料 2 SAGA サンライズパーク整備事業 ～SAGA アリーナの整備～

資料 3 建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WGでの検討状況（報告）

資料 4-1 利用者への配慮が足りない事例・優良事例等について

資料 4-2 次年度の取組の方向性

参考資料 1 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議
（第5回）議事要旨

高年齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議

委員名簿

【学識経験者】

高橋 儀平	東洋大学	名誉教授【座長】
佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科	教授
菅原 麻衣子	東洋大学 福祉社会デザイン学部 人間環境デザイン学科	教授
松田 雄二	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻	准教授
布田 健	国立研究開発法人 建築研究所	研究専門役

【障害者・高齢者団体】50 音順

浅香 博文	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	理事
岩崎 満男	一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会	理事
大谷 喜博	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会	副会長
大濱 眞	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	代表理事
小幡 恭弘	公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会	事務局長
佐藤 聡	特定非営利活動法人 D P I 日本会議	事務局長
深川 誠子	一般財団法人 全日本ろうあ連盟	理事
正立 斉	公益財団法人 全国老人クラブ連合会	理事（事務局長）
三澤 一登	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク	副理事長
三宅 隆	社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合	常務理事/組織部長

【事業者団体】50 音順

有野 一馬	一般社団法人 全日本ホテル連盟	専務理事
石井 滋	一般社団法人 日本フードサービス協会	常務理事
小林 由人	一般社団法人 日本ホテル協会	事務局長
江澤 和彦	公益社団法人 日本医師会	常任理事
諏訪 綾子	一般社団法人 全国銀行協会	パブリック・リレーション部長
谷口 洋一	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
中原 修	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	政策委員
難波 義夫	一般社団法人 日本病院会	常任理事
原田 健児	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	事務局次長
森島 大登	一般社団法人 不動産協会	
村上 哲也	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	参与
田中 正巳	日本チェーンストア協会	常務理事
善本 信之	一般社団法人 全日本駐車協会	専務理事

【劇場等関係団体】50 音順

野口 彰	全国興行生活衛生同業組合連合会	事務局長
間瀬 勝一	公益社団法人 全国公立文化施設協会	名誉アドバイザー

【建築関係団体】50 音順

磯永 聖次	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	
海野 裕彦	一般社団法人 日本建設業連合会 建築本部 建築設計委員会 設計企画部会副部長 兼 建築本部 建築設計委員会 設計企画部会 制度・資格・教育専門部会 主査	
木野内 剛	公益社団法人 日本建築家協会	
中杉 聡	一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会	標準化推進部長
本多 健	公益社団法人 日本建築士会連合会	
山野井 直	公益社団法人 国際観光施設協会	チームリーダー

【地方公共団体】

江藤 元治	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理
亀元 靖彦	大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課 住環境推進グループ	課長補佐
中村 奈美	横浜市 建築局 建築企画課 担当係長	
木原 佑希子	日本建築行政会議（JCBA）防災部会バリアフリー分科会主査（神奈川県県土整備局）	

【事務局】

国交省住宅局参事官（建築企画担当）付
株式会社 市浦ハウジング&プランニング
一般財団法人 国土技術研究センター

前回会議における意見（概要）について

フォローアップ会議の開催経過(第5回)

第5回会議 令和5年9月28日開催

地方公共団体・関係省庁によるバリアフリー化の取組について紹介・意見交換を行うとともに、今後のフォローアップ会議の方向性について意見交換を実施。

<意見交換テーマ>

- | | |
|-----------|---|
| (1)取組・事例等 | 大阪府福祉のまちづくり条例及び条例ガイドラインについて(大阪府)
公共トイレへの介助用ベッド設置促進事業について(東京都)
公立小中学校等施設におけるバリアフリー化を促進する取組について(文部科学省)
スポーツ施設におけるユニバーサルデザインガイドブックについて(スポーツ庁) 等 |
| (2)会議の方向性 | 建築設計標準の充実化に向けて、 <ul style="list-style-type: none">・ 利用者への配慮が足りない事例や優良事例・ 設計段階からの当事者参加・意見聴取の取組事例 等の更なる収集 |

1. 「建築設計標準」の充実に関すること

（1）総論

- 当事者から「どのようなことに困っているのか」、「好事例は何か」など多くの意見を聴取し、建築設計標準を充実していくことが必要。
- 配慮の足りない事例については、バリアフリー化を試みたが、面積などの制約により結果として「配慮が足りない」とされているものも含まれているのではない。
- 佐賀サンライズパークは、施設全体を誰でも使えるようにという理念で作られている点で非常に素晴らしい事例である。客席については、義務基準のない中で、車椅子使用者が様々な観戦シーンに対応できるよう配慮されている。
- 大規模災害時の避難所となる可能性のある施設（スポーツ施設など）では、ユニバーサルデザイン化が必要。
- 建築設計標準では、新築や大規模改修だけでなく、小規模な改善・改修も紹介することが重要。

（２）各論

- 聴覚障害者に配慮した優良事例として、光警報装置や電光掲示板の設置に関する記載を充実してほしい。
- 聴覚障害者に対する建築上の配慮の内容が分かるよう、情報伝達設備に配慮内容が掲載されるとうれしい。
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設事例として、将来的に物が置かれることを見越して壁から離れた位置に敷設した事例や、小規模な無人ＡＴＭの内部にも敷設した事例を紹介できるとよい。
- 知的障害者にとって、ピクトグラムが統一されたものとなると分かりやすくなる。
- 知的障害のある子供と親と一緒に、便所を利用することがあるため、鍵を子供の手が届かない位置にも設けるべき。

2. 当事者参画に関すること

- 当事者団体から、既存施設の利用しにくい点などをヒアリングし、施設整備に反映することが重要。
- 好事例の紹介により、施設整備における当事者参画を促進すべき。

3. 理解促進に関すること

- 建築物のバリアフリー化に関する取組の全体像がわかりやすく見える化されるとよい。
- 建築設計標準を活用して、改正後のバリアフリー基準の運用を周知・普及することが必要。
- 資金面でバリアフリー改修が難しい既存施設においては、ソフト対策の充実による施設運営を促進することも重要。

SAGAサンライズパーク整備事業

～SAGAアリーナの整備～

佐賀県地域交流部SAGA2024・SSP推進局
SAGAサンライズパーク整備推進課



SAGAサンライズパークの位置



SAGAサンライズパークの位置

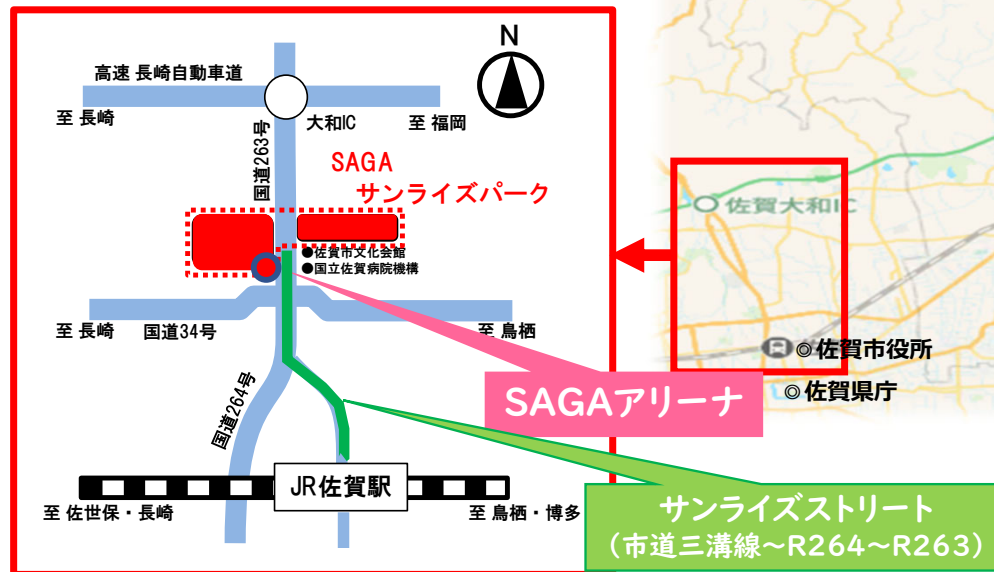


福岡市からのアクセス

- | | |
|--|---|
| <p>《JR》</p> <p>◆JR博多駅
↓特急 約38分
↓※概ね15~30分間隔
↓</p> <p>◆JR佐賀駅
↓徒歩 約13分(約1.3km)
↓</p> | <p>《高速バス》</p> <p>◆西鉄天神高速バスターミナル
↓高速バス 約1時間13分
↓※概ね15~30分間隔
↓</p> <p>◆SAGAサンライズパーク
(市文化会館前)バス停
↓徒歩1分</p> |
|--|---|

SAGAアリーナ (SAGAサンライズパーク入口)

約50km
約1時間



熊本市からのアクセス

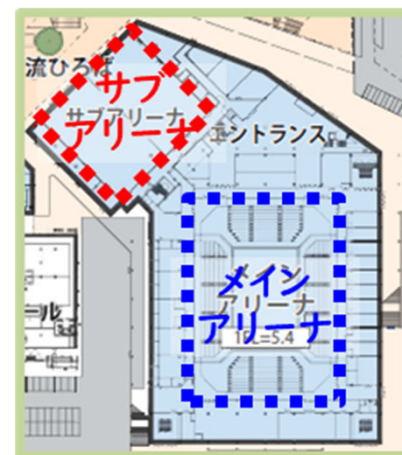
- 《JR》
- ◆JR熊本駅
↓新幹線 約25分
↓※概ね30分間隔
↓
- ◆JR新鳥栖駅
↓※特急 約12分
- ◆JR佐賀駅
↓徒歩 約13分
↓(約1.3km)
- SAGAアリーナ

新時代のエンターテインメントアリーナが、佐賀に誕生！



SAGA ARENA

2023(令和5)年5月13日グランドオープン



SAGAアリーナ・防災拠点施設

- ・延床面積：約29,800㎡
- ・構造：鉄骨造 地上4階建
- ・観客席数：メインアリーナ 約8,400席 / サブアリーナ 約450席
- ・競技面：メインアリーナ 66m×46m(コンクリート床)
※スポーツ競技にあわせて、ポータブルフロア(木製床)を設置
サブアリーナ 45m×40m(木床)
- ・主な設備：センタービジョン、壁面大型ビジョン、リボンビジョン、高密度Wi-Fi、etc

5/13
OPEN

新時代のエンターテインメントアリーナ

SAGAアリーナ

全国唯一！**3**つの大型ビジョンを標準装備

国内最大の勾配！**35°** すり鉢状の観客席

ドリンクホルダーの観客席設置 **100%**

女性トイレ最大 **164**か所

バルーンズ 熱狂のB1昇格とB2優勝



長崎ヴェルカ
との決勝に
**B2
最多
7,532人**
が結集！

メインアリーナ（約8,400席）

ペアシート

カウンター席

ます席

ボックス席

ファミリー席

国内最多

のバリエーションを誇る客席

プレミアムフロア

スポーツホスピタリティにも配慮



会議やプライベートでの活用も！

日常と非日常の交差点

SAGAサンライズパーク

スポーツをする人もしない人も、平日も休日も、それぞれのスタイルで楽しめる

SAGAアリーナ

サンライズタワー

SAGAアクア

シンボルタワー。平和への願いも込めて

パークテラス

SAGA
ARENA
SHOP

SO ENJOY LIFE
SCOL
CAFE & D

SO ENJOY LIFE
SCOL
SHOP

La Pause
CAFE & DINING BAR

Sta. 105

カフェをはじめいろんなお店が
オープンエアーを楽しむ

ナイトマーケット
& ビアガーデン開催も！

THE VICTORY WALK 栄光橋

SAGAアリーナと佐賀市文化会館をつなぎ一体的なエリアに

ランニンググループ

いちごさん
Ichigosan

にじゅうまる
Nijūmaru

SAGAN
SAGA NIPPON
UGI

それぞれの楽しみ方を

SAGAスタジアム

アリーナの大型イベント時は、
公共交通や徒歩による来場を！

※イオンモール佐賀大和と
アリーナ間のパーク&ライドも。

仕事帰りにナイトラン！

2023年度版

新たな歴史をつくる！SAGAアリーナ

5/3-5/5

SAGAアリーナ
トライアルフェス



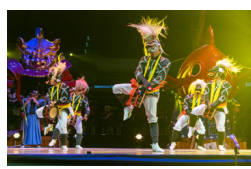
5/13

グランドオープン
記念式典



6/4

With You!
佐賀県文化芸術祭



6/10-11

プリンスアイス
ワールド2023



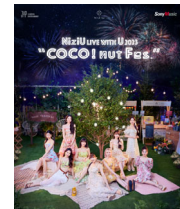
6/17-18

B'z
Live-GYM Pleasure 2023
-STARS-



7/1-2

NiziU
Live with U 2023
"ココ！夏 Fes."



B1の舞台で躍動中！バルーナーズ



VS 横浜ビー・
コルセアーズの試合に
8,591人
が結集！

ライブ開催で大きな経済効果

2日間開催で

16,000人来場
経済波及効果
3億8600万円

MICEも続々開催！

7/13-15 日本ペインクリニック学会

7/20 西九州の美味しいものの発見！
佐賀・長崎×東京商談会

8/5-6 日本在宅救急医学会

10/29 日本PTA九州ブロック研究大会

11/16 佐野常民生誕200年記念
九州八県赤十字大会

8/12

久光スプリングス・
SSP VOLLEYBALL FES
-Super Games SAGA-



VS 埼玉上尾
メディックス
の開幕戦に
7,372人
が結集！

7/29-30

50th Anniversary
松任谷由実
コンサートツアー
The Journey



8/25-27

ディズニー・
オン・アイス

©Disney,
©Disney/Pixar



全国で3会場だけ

10/21 新シーズン開幕！

2024
1/12・14

羽生結弦
Yuzuru Hanyu ICE STORY 2nd
"RE_PRAY" TOUR



2024
2/24

RIZIN LANDMARK 8 in SAGA

Copyright © 2024 Saga Prefecture. All Rights Reserved.

すべての人にとって使いやすいアリーナとなるための取組（一例）

『ハード』の取組

<施設計画のポイント>

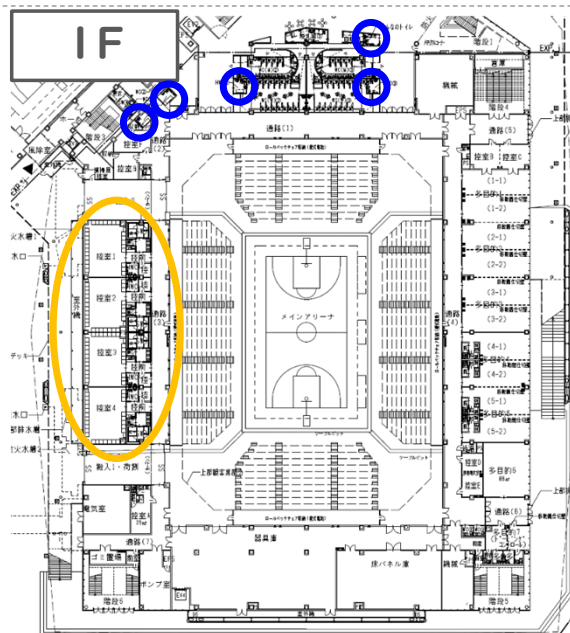
- ✓ **設計・施工段階**での各関係者・団体へのヒアリング、意見交換の実施（**状況に応じて複数回実施**）
- ✓ 全国の**バリアフリー優良施設の見学**及び**参考となる事例の積極的導入**

<運用開始後の取組>

- ✓ 視覚障害者誘導用ブロックの追加設置
- ✓ 誘導サインの一部見直し
- ✓ 便所レバーハンドルサイズの変更

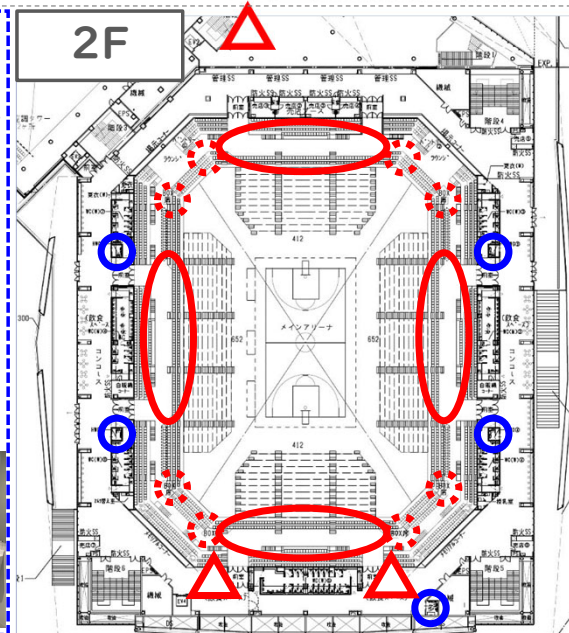
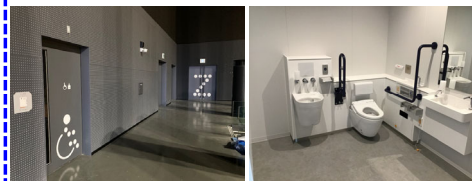
<今後の取組方針>

- ✓ 施設を運用していく上での**現場での「気づき」**や、**利用者からのご意見**を踏まえ、引き続き**「使い勝手部分のアップデート」**を行う



一般利用者の視点

- HWC
- ・大小様々な高齢者障害者等用便房を整備（計19箇所）
- ・オストメイト設備や多目的シート（ベッド）等を箇所ごとに設置し、機能分散
- ・多目的更衣室を複数設置
- ・エレベータードアに窓ガラスを設置
- ・わかりやすいピクトグラム
- ・エレベーターに大型ボタンを採用
- ・各所に音声装置、触知図、点字を設置



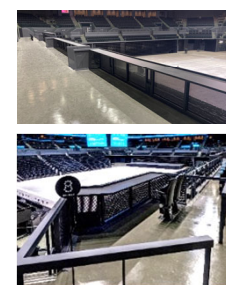
競技者の視点

- ・車いす競技のアスリートの利用も想定した十分な広さの控室（ロッカールーム）
- ・室内に車いす使用者対応トイレやシャワーブースを設置



観客の視点

- ・十分な数の車いす席（約100席：約1.2%）と車いす利用者のサイトラインの確保
- ・車いす席にはコンセントを設置
- ・車いす席にはカウンターも設置
- ・BOX席を設置
- ・カームダウン・クールダウンルームを設置
- ・コンコース廊下に連続した手すりを設置
- ・観客席エリアにFM補聴システムを導入
- ・緊急時のアナウンス等を表示できる大型ビジョン・デジタルサイネージを複数設置
- ・案内表示等のデザインをすべて統一



●●BOX席

○●車いすスペース

△●カームダウン・クールダウンルーム



すべての人にとって使いやすいアリーナとなるための取組（一例）



『ソフト』の取組

<取組①>

✓ 「さが現場の声と想いをつなぐ懇談会」の開催

→ 医療、福祉の現場の第一線で働いている方々にSAGAアリーナを体感いただき、様々な方々の想いに寄り添った場となっているか、また、様々な方々の想いを実現できる場となるためにどのように取り組んでいくのかについてご意見をいただき、施設のアップデートに反映、参考とする。



<取組②>

✓ 「佐賀バルナーズ試合 障害者モニター観戦ツアー」の開催

→ グランドオープン直後の佐賀バルナーズのプレーオフに障害者の方々等をご招待し、ご観戦いただくなかで、各種設備の使い勝手やサインのあり方等についてご意見をいただくとともに、今後の施設改修の参考とする。



「さがすたいる」とは・・・

年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、みんながお互いの想いに寄り添い、自然に支え合う、そんな佐賀らしいやさしさのカタチ。佐賀県では、誰もが安心して暮らしていける、すべての人にやさしいまちづくりの実現を目指しています。

さがすたいる
さがらしい、やさしさのカタチ

<取組③>

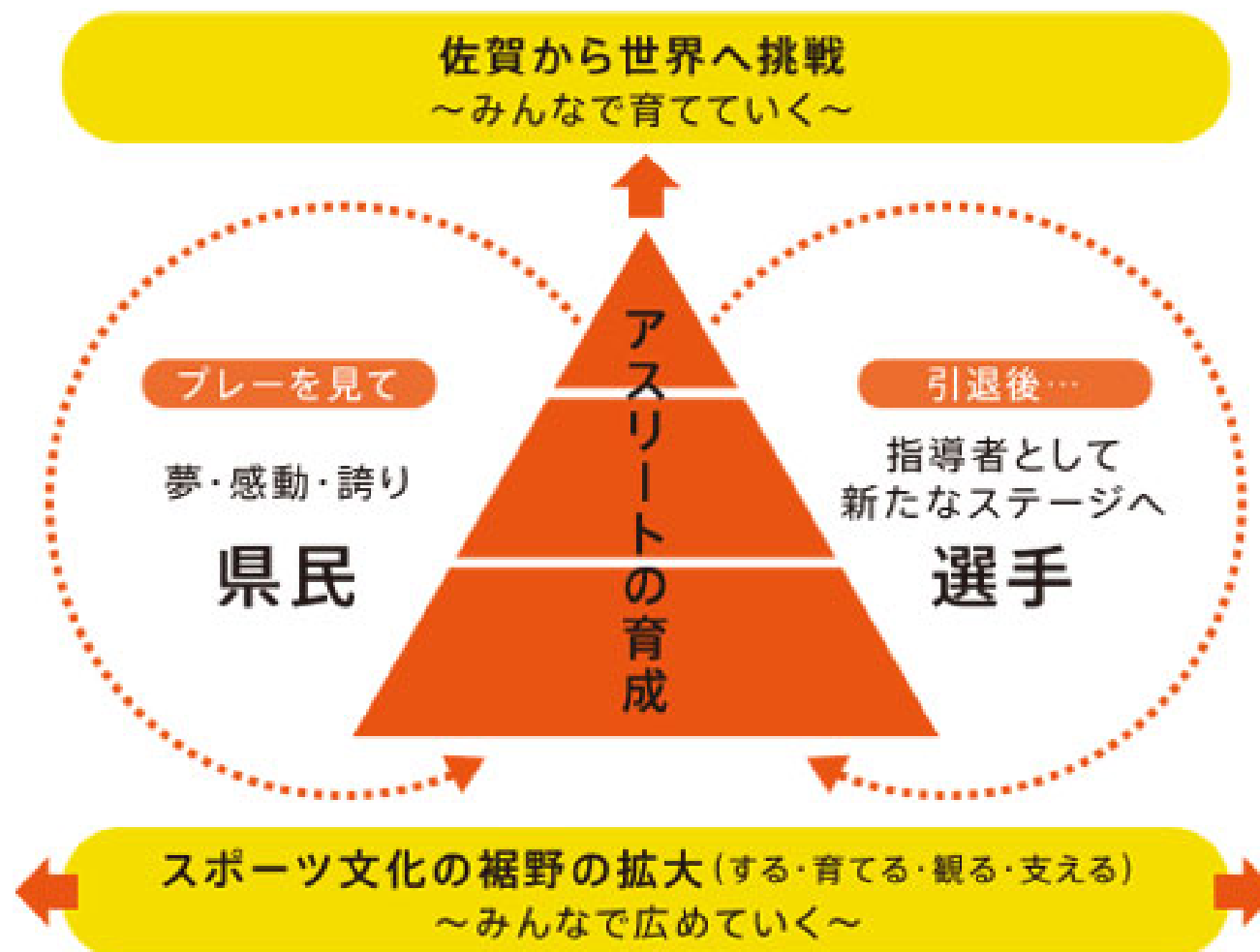
✓ 「さがすたいる」を広める広報番組「さがすたいるで待ち合わせ」の発信

→ 佐賀県内の様々な当事者の方にご出演いただき、「SAGAアリーナのやさしさのカタチ」をご紹介します



SSP (SAGAスポーツピラミッド) 構想

「する」 「育てる」 「観る」 「支える」



SAGA2024は新しい大会 ～すべての人にスポーツの力を～

- ・ 「体育」から「スポーツ」に変わる 新しい大会
- ・ 前代未聞の大会をつくる 挑戦

**SAGA
2024**

国スポ・全障スポ
新しい大会へ。
すべての人に、スポーツのチカラを。

国スポ・全障スポの閉会式をアリーナで開催！

佐賀のスポーツシーンを象徴するアリーナでSAGA2024のグランドフィナーレ

国スポ

- 2024.10.5 総合開会式
(SAGAスタジアム)
- 2024.10.15 総合閉会式
(SAGAアリーナ)

全障スポ

- 2024.10.26 開会式
(SAGAスタジアム)
- 2024.10.28 閉会式
(SAGAアリーナ)

建築物のバリアフリー基準の 見直しに関する検討WGでの 検討状況（報告）

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WGについて

趣旨

- バリアフリー基準のうち、**建築物内に設ける「車椅子使用者用便房・駐車施設の設置数」「車椅子使用者用客席」**については、建築設計標準の普及等を通じて規模に応じた複数整備が進展しているものの、高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められているところ。
- このため、「建築設計標準フォローアップ会議」に、当事者団体、施設管理者関係団体等を交えた「**建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG**」を設置し、「車椅子使用者用便房・駐車施設」や「車椅子使用者用客席」といった**設置数に関する基準**について、**整備状況等の現状分析を実施**するとともに、**基準見直しの方向性について検討**する。

検討WGメンバー

学識経験者、当事者団体(車椅子使用者関係)、施設管理者関係団体、設計者団体、審査者団体、関係省庁(オブザーバー)

検討スケジュール

時期	実施計画	
2022（令和4）年8月～	トイレ・駐車場・客席の実態把握のための調査	・ 調査期間内に確認済証が交付された建築物の実態調査 ・ 近年に竣工したスポーツ施設の実態調査
2023（令和5）年6月23日	第1回検討WG	・ 実態調査結果、課題の共有
2023（令和5）年8月31日	第2回検討WG	・ 関係団体の意見の取りまとめ ・ バリアフリー基準の素案（トイレ）の提示
2023（令和5）年9月28日	第5回建築設計標準フォローアップ会議で報告	
2023（令和5）年12月8日	第3回検討WG	・ バリアフリー基準の素案（トイレ（再見直し案）、駐車場・客席）の提示
2024（令和6）年2月16日	第6回建築設計標準フォローアップ会議で報告	
2024（令和6）年3月12日	第4回検討WG	・ バリアフリー基準の見直し方向のとりまとめ

車椅子使用者用便房・駐車施設・客席の設置数に係る基準の見直し案

- 第3回WG（2023.12.8）において、以下の見直し案を提示

第3回検討WG資料から抜粋

	義務基準		誘導基準	
	現行	見直し案	現行	見直し案
車椅子使用者用便房	建築物に1以上 ※男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上	延べ床面積10,000㎡以下の場合、「便所のある階の数」と「 $\text{延べ床面積} \div 1,000\text{㎡}^{\ast}$ 」の小さい方の数 延べ床面積10,000㎡を超える場合、上記により算定した数に1を追加した数 ※第2回WGでは2,000㎡と提示	便所のある階に1以上 階の便房数200以下：2%以上 階の便房数200超：1%+2%以上	便所のある箇所に1以上
車椅子使用者用駐車施設	建築物に1以上	総数50以下：2%（1台）以上 総数51～200：2%以上 総数200超：1%+2%以上	総数200以下：2%以上 総数200超：1%+2%以上	総数200以下：2%以上 総数200超：2%以上
車椅子使用者用客席	基準なし	総数400以下：2%以上 総数400超：0.5%以上	総数200以下：2%以上 総数201～2,000：1%+2%以上 総数2,000超：0.75%+7%以上	総数100以下：2%以上 総数101～200：2%以上 総数201～2,000：1%+2%以上 総数2,000超：0.75%+7%以上

: 現行基準と比べて強化された箇所

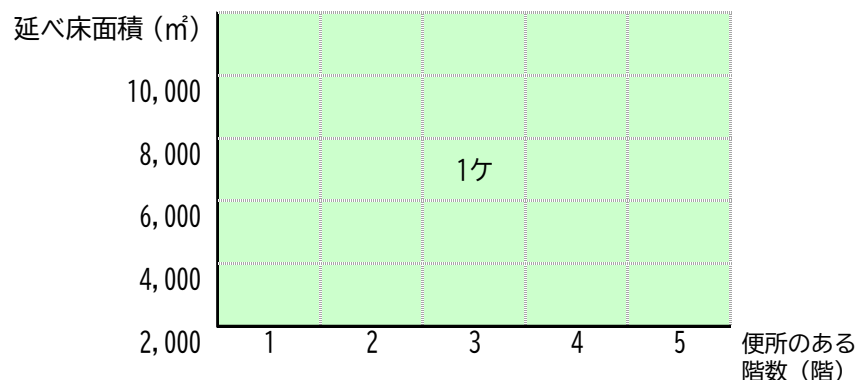
車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し案での設置イメージ

第3回検討WG資料から抜粋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第14条の政令改正により、**延べ床面積2,000㎡以上の建築物**に義務付けられる車椅子使用者用便房の設置数について、**便所のある階の数と延べ床面積**で定めるよう見直しを行う。

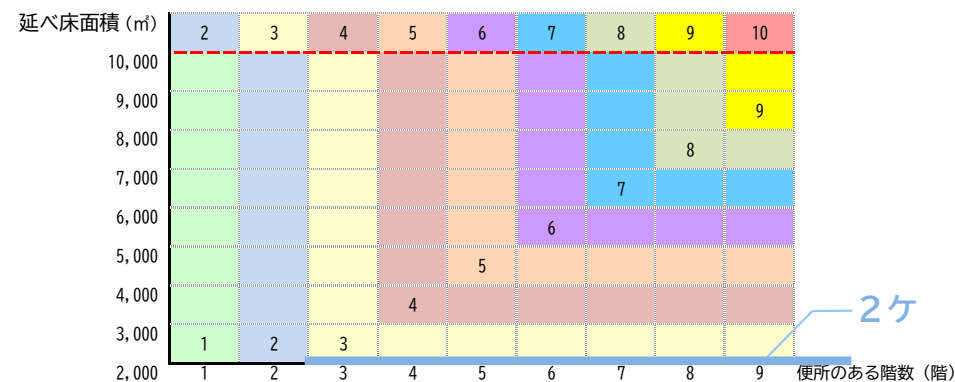
義務基準【現行】

便所がある場合、**1以上**の車椅子使用者用便房を設ける。



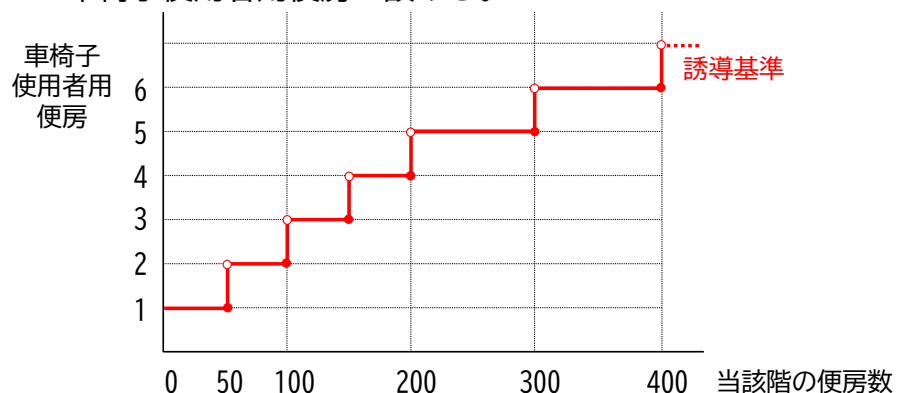
義務基準【見直し案】

- ・「便所のある階の数」と「延べ床面積÷1,000㎡」の小さい方の数
- ・延べ床面積が10,000㎡を超える場合、上記により算定した数に**1を追加した数以上**の車椅子使用者用便房を設ける。



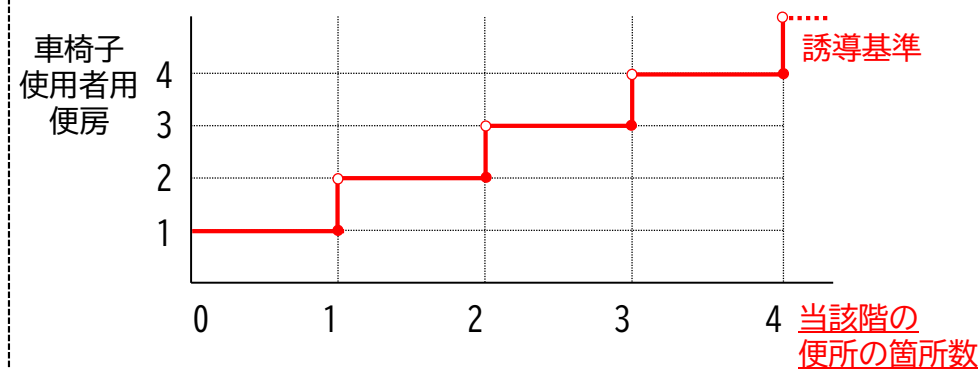
誘導基準【現行】

- ・便所のある階ごとに車椅子使用者用便房を設ける。
- ・当該階の便房総数が**200以下**の場合は、**便房総数の2%以上**
- ・当該階の便房総数が**200超**の場合は、**便房総数の1%+2以上**の車椅子使用者用便房を設ける。



誘導基準【見直し案】

便所がある場合、**便所の箇所に1以上**の車椅子使用者用便房を設ける。



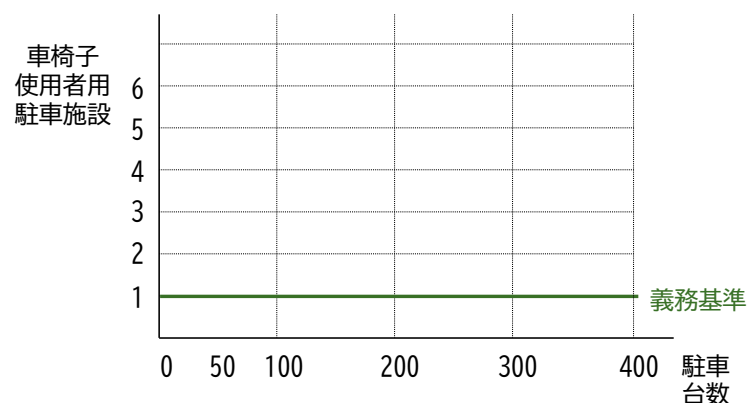
車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し案での設置イメージ

第3回検討WG資料から抜粋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第17条の政令改正により、延べ床面積2,000㎡以上の建築物に義務付けられる車椅子使用者用駐車施設の設置数について、駐車台数に対する割合で定めるよう見直しを行う。

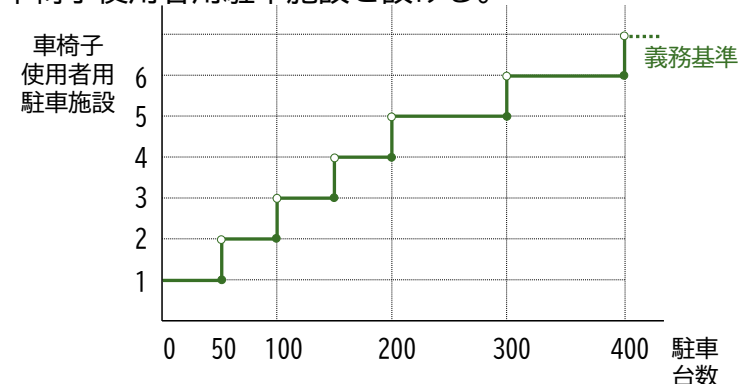
義務基準【現行】

駐車場がある場合、**1以上**の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



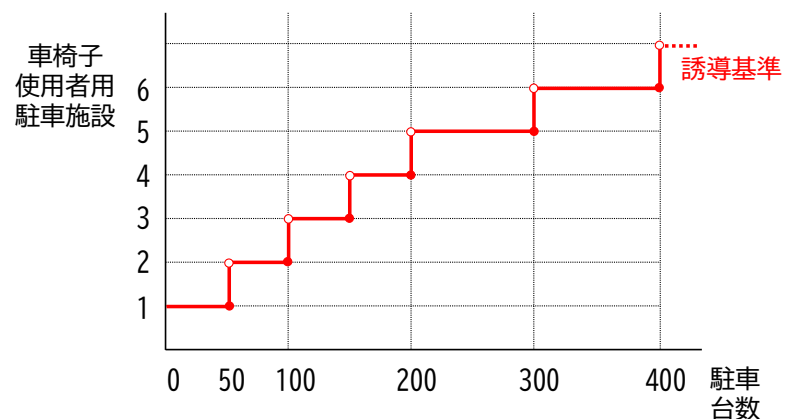
義務基準【見直し案】

- ・ 駐車台数（総数）が**200以下の場合、総数の2%以上**
- ・ 駐車台数（総数）が**200超の場合、総数の1% + 2以上**の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



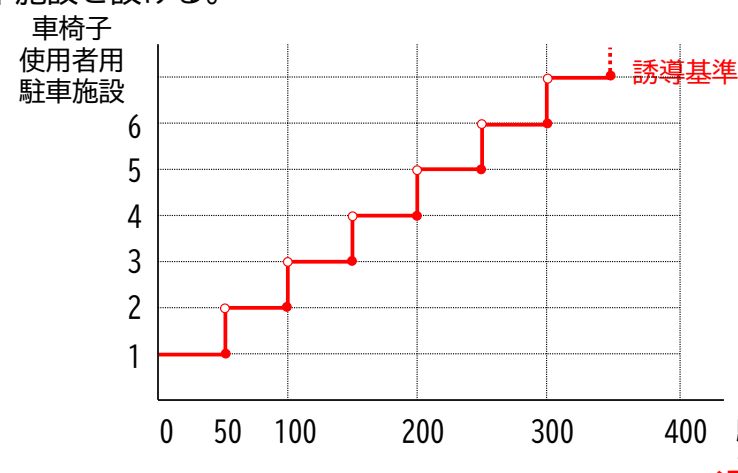
誘導基準【現行】

- ・ 駐車台数が**200以下の場合、駐車台数（総数）の2%以上**
- ・ 駐車台数が**200超の場合、駐車台数（総数）の1% + 2以上**の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



誘導基準【見直し案】

駐車場がある場合、**駐車台数（総数）の2%以上**の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



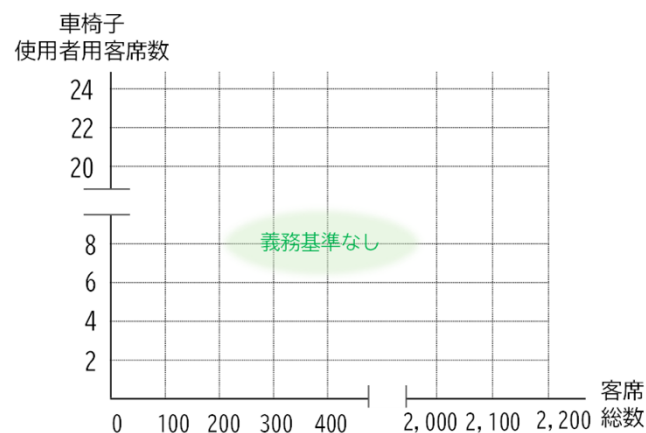
車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の見直し案での設置イメージ

第3回検討WG資料から抜粋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正（条文新設）により、延べ床面積2,000㎡以上の建築物に義務付けられる車椅子使用者用客席の設置数について、客席の総数に対する割合で定めるよう見直しを行う。

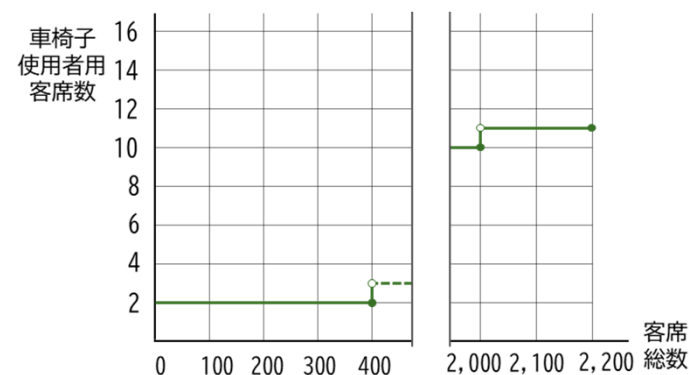
義務基準【現行】

- ・ 基準なし



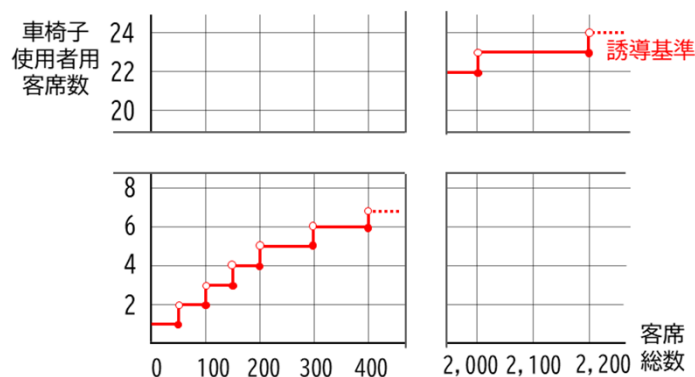
義務基準【見直し案】

- ・ 客席数（総数）が400以下の場合、2以上
- ・ 客席数（総数）が400超の場合、総数の0.5%以上の車椅子使用者用客席を設ける。



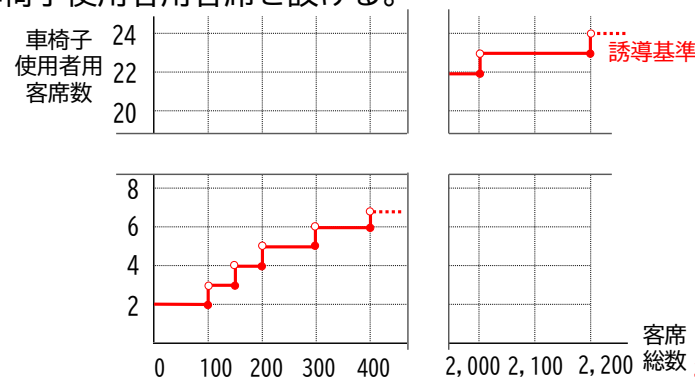
誘導基準【現行】

- ・ 客席数（総数）が200以下の場合、総数の2%以上
- ・ 客席数（総数）が201～2,000の場合、総数の1%+2以上
- ・ 客席数（総数）が2,000超の場合は、総数の0.75%+7以上の車椅子使用者用客席を設ける。



誘導基準【見直し案】

- ・ 客席数（総数）が100以下の場合、2以上
- ・ 客席数（総数）が100～200の場合、2%以上
- ・ 客席数（総数）が201～2,000の場合、総数の1%+2以上
- ・ 客席数（総数）が2,000超の場合、総数の0.75%+7以上の車椅子使用者用客席を設ける。



基準の見直し案についての主な意見

便所

- ・ 便所利用に関する健常者と障害者の格差を是正するために、整備実態を踏まえた上で「義務基準」を検討すべき。
- ・ 1フロアが広くても1つしか車椅子使用者用便房を設けない「義務基準」の案になっており、それでは当事者としては利用しづらい。1フロアが広い場合には車椅子使用者用便房を複数整備する基準にしてほしい。
- ・ 「誘導基準」の案について、便所のある箇所の数え方を明確にすべき。

駐車場

- ・ 車椅子使用者用駐車施設の舗装の色を青色とすることを全国的に周知すべき。

劇場・ 観覧場等の 客席

- ・ 構造（サイトラインの確保・前面の手すり高さ・同伴者席を隣接して設置）と分散配置を、設置割合とセットで義務基準とすべき。
- ・ サイトラインの確保は各施設の特性に合わせ、設計やソフト対応で考えるべき。
- ・ サイトライン検討の視焦点は、演目によって変わるのではないか。
- ・ 確認審査の効率性・実効性の観点から、サイトラインの確保を義務基準とすることは困難。
- ・ 前面の手すり高さについては、歩行者の安全性確保（転落防止）の観点も必要ではないか。

利用者への配慮が足りない事例・ 優良事例等について

利用者への配慮が足りない事例・優良事例等の収集・整理

- 第5回フォローアップ会議において、利用者への配慮が足りない事例について、収集した情報をもとに事例のイメージを提示。
- 同会議において、以下の事例について、委員に再度収集を依頼。
 - ①利用者への配慮が足りない事例
 - ②優良事例
 - ③設計段階からの当事者参加・意見聴取の取組事例、当事者からの意見聴取を反映した設計事例
- 合計75の事例を収集。

■収集した事例の概要

	合計					
		共通	車椅子使用者対応	視覚障害者対応	聴覚障害対応	発達障害対応
①利用者への配慮が足りない事例	28	1	21	2※	5	1
②優良事例	37	17	17	1	1	1
③当事者参加・意見聴取の事例	10	5	4	0	0	1
合計	75	22	42	3	6	3

※聴覚障害対応とダブルカウント

①利用者への配慮が足りない事例

■収集した事例の概要

- ・ 障害者団体より、28事例の情報提供あり。

No.	回答者	障害対応	対象箇所	紹介者が配慮が足りなかったポイント
1	全日本ろうあ連盟	共通	階段	手すりが不連続で転倒の危険性がある階段
2		聴覚障害＋視覚障害	案内表示	逆走する危険がある表示（聴覚障害対応には、音声以外の誘導が必要）
3		聴覚障害＋視覚障害	動線	エスカレーターを利用できない人への配慮がない動線
4		聴覚障害	インターホン	聴覚障害に対応できない音声だけのインターホン
5			トイレ	聴覚障害に対応できない音声だけの擬音装置
6			駐車場	聴覚障害に対応できない音声だけのトラブル対応インターホン
7	日本発達障害ネットワーク	発達障害	案内表示など	発達障害の特性（感覚過敏、情報過多の場合に読み取ることができない等）に配慮のない例
8	全国脊髄損傷者連合会	車椅子使用者	トイレ	利用者が多くて使えない多機能トイレ、洗浄ボタン、手すりの位置が不適切なトイレ
9				ドアが重い、手すり位置、便器高さ等が不適切なトイレ
10				誰でもトイレ表示により、一般の方が使ってしまうトイレ
11				便器高さが不適切、背もたれのないトイレ
12				ベッドが使いにくいトイレ、共用部分にないバリアフリートイレ
13			駐車場	フラップが邪魔で車の乗降が難しいコインパーキング
14				フラップが邪魔で車の乗降が難しいコインパーキング
15				フラップが邪魔で車の乗降が難しいコインパーキング
16				傾斜がついている、屋根がついていない等の不適切な駐車場、車両サイドだけでなく、後方からの乗降に対応するスペースの確保がない駐車場
17				高齢者連れが利用してしまうサイン、積雪地域では屋根がないと移動が困難な駐車場
18				パイロンやバリケードがあって入れない車椅子駐車場
19				車椅子駐車場のゼブラゾーンに停車する不正利用
20				ゼブラゾーンの不正利用、専用でない表示、パイロンが置かれている車椅子駐車場、コインパーキングの乗降できないフラップ、通行できない通路の幅
21		客席		近くて見上げないとならない最前列にある車椅子使用者用客席
22				車椅子から移乗できない重度障害者にとって映画を見るのが苦痛な最前列にある車椅子使用者用客席
23				視線をさえぎる防護ネット
24				観づらい最前列の車椅子使用者用客席
25				数が少ない、場所や席が選べない、一緒に観戦できないなどの課題がある車椅子使用者用客席
26				車椅子に乗ったまま観戦できない車椅子使用者用客席
27				車椅子使用者に対する不適切な接遇
28				席が選べない、同伴者への配慮のない車椅子使用者用客席

①利用者への配慮が足りない事例のイメージ※

※収集した事例をもとに、事務局が作成

イメージ1：車椅子使用者用便房

- 配慮が足りない事例として収集した事項を抽出・整理

手すりとペーパーホルダーや呼出ボタンの位置が悪く、手すりが使えない

片側だけの手すりだと衣服の着脱が困難

自動洗浄機能によって着脱の動作の際に何度も洗浄されてしまう

洗浄ボタンが、便器の背面にあると流すのが大変

便器が高すぎたり、低すぎたりすると使いにくい

荷物かけがなくて困る

鏡が高すぎると見えない

見えない…

鏡の下端が洗面器にできるだけ近ければ良かった

誰でもトイレ、多目的トイレと表示をすると一般の方が利用してしまう（車椅子使用者が利用できない）

ドアが重いと上肢障害がある場合開閉が困難

ベッドを広げようとするとき車椅子を外に出すしかない場合がある

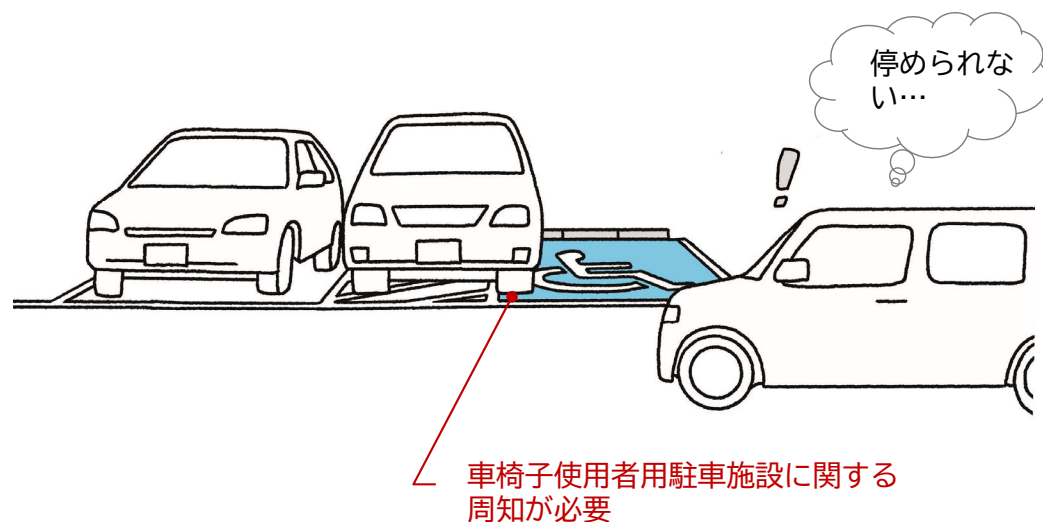
多機能トイレにさまざまな設備が付加されることで、車椅子で移動できるスペースが狭く移乗が困難

①利用者への配慮が足りない事例のイメージ※

※収集した事例をもとに、事務局が作成

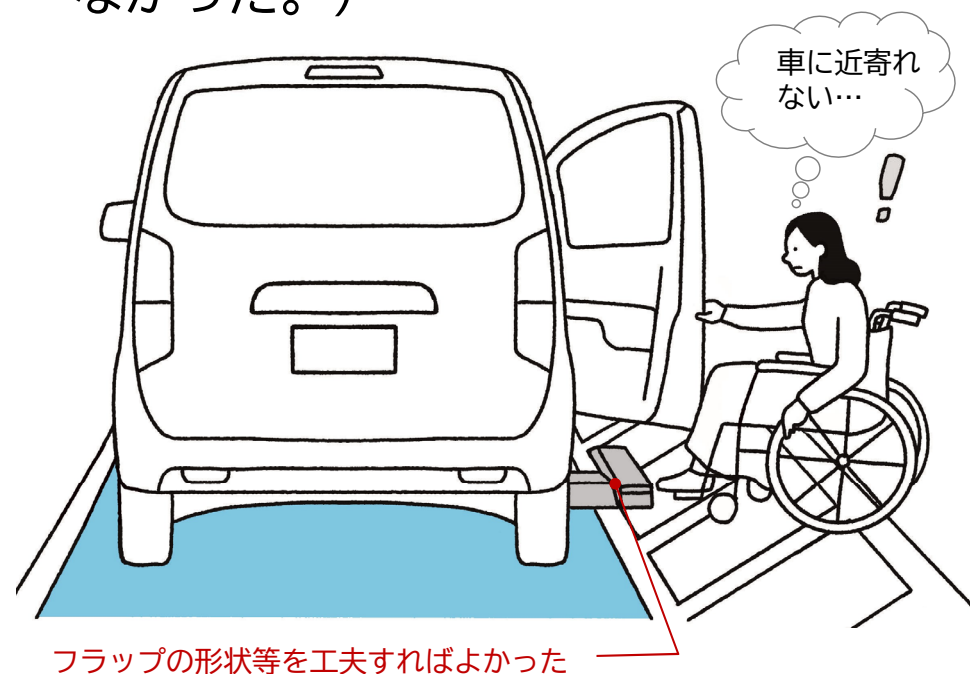
イメージ2：車椅子利用者用駐車施設

- 車椅子利用者用駐車施設はあるが、ゼブラゾーンに車を停めている等によって、駐車ができない。（車椅子利用者の乗降への配慮が足りなかった。）



イメージ3：車椅子利用者用駐車施設

- コインパーキング等にある車椅子利用者用駐車施設において、運転席の下部にフラップの段差やカバーがあり、乗降が難しい（車椅子が寄せられない）。（車椅子利用者の乗降への配慮が足りなかった。）



②優良事例

- 障害者団体（18事例）、日本建設業連合会（19事例）より合計37事例の情報提供あり。

■収集した事例の概要①

（全国手をつなぐ育成会連合会：1事例、日本発達障害ネットワーク：1事例、全国脊髄損傷者連合会：16事例）

No.	対象施設	対象箇所	紹介者が良いと思ったポイント
1	障害者スポーツ施設	全体	障害者すべてが使いやすい施設
2	競技場	カームダウン室	カームダウン室を設置
3	その他（市場）	サイン	出入口にある案内表示に、建物内に複数あるトイレ内の平面図を表示
4	公共トイレ一般	トイレ	広さの確保、姿見や着替え用の台があるなど
5	公共トイレ一般	トイレ	押しボタン式のドア、可動式手すり、楽に動けるスペースなど
6	公共施設（庁舎）	駐車場	幅3.5mの確保、全面青色塗装、雪国では屋根や庇の整備が有効
7	集合住宅	駐車場	幅3.5mの確保、全面青色塗装、緑塗装のダブルスペース間にある1mのスペースは車椅子利用者も利用可能
8	コインパーキング	駐車場	コインパーキングのフラップを埋め込み式に改良
9	コインパーキング	駐車場	コインパーキングにあるダブルスペース
10	駐車場一般	駐車場	屋根がついている、スペースが広い、専用リモコンがあるなど
11	駐車場（スーパー）	駐車場	車椅子利用者優先の表記、高齢者用区画を別に整備、対象者の棲み分けを店内放送で周知
12	駐車場（スーパー）	駐車場	隣との間隔を広くとった駐車スペース、車のナンバーを登録することで、車椅子利用者用駐車場のゲートが開閉
13	映画館	客席	大きなスクリーンのみであるが、見やすい位置と距離にある車椅子用客席
14	映画館	客席	客席の中ほどにある車椅子用客席
15	競技場（野球場）	客席	観覧しやすい客席
16	競技場（スポーツ施設）	客席	観覧しやすい客席
17	劇場競技場等	客席	観覧しやすい客席
18	競技場	客席	間近で観戦できる、サイトラインが確保、出入口、客席、トイレへの移動が容易な動線

※No. は事務局管理用

②優良事例

■収集した事例の概要②（日本建設業連合会19事例）

※No. は事務局管理用

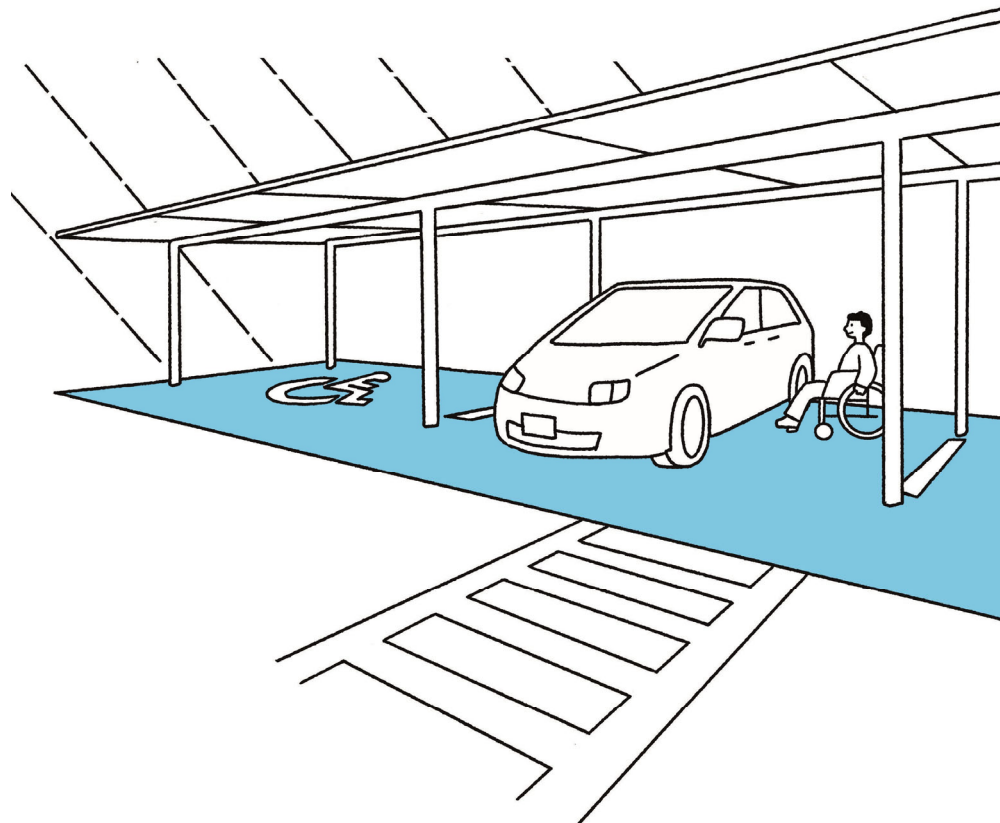
No.	対象施設	対象箇所	紹介者が良いと思ったポイント
19	競技場（野球場）	客席他、全体	360° 回遊コンコース、ニーズに合わせて選べる車椅子観客席、サイトラインの確保など
20	競技場	客席、トイレ	有効内法寸法2 m以上角を確保、機能分散したトイレ、駐車施設の高さの確保、客席の垂直水平分散とサイトラインの確保
21	競技場（サッカースタジアム）	センサリールーム他	センサリールーム、機能分散のトイレ、駐車場の天井高さの確保、客席の垂直水平分散とサイトラインの確保
22	商業施設	全体	すべての利用者に対するアメニティの高い空間の提供
23	病院（眼科医院）	サイン等	視覚に障害のある患者に配慮したカラスキームやサイン計画
24	複合施設	サイン等	視認性を向上させるカラスキーム、非常用EVホールに車椅子一時退避スペースを明示
25	大学（交流施設）	サイン等	階段ノンスリップ端部の視認性向上、礼拝室の設置
26	物流施設施設	トイレ等	多様な労働者配慮の礼拝室、ジェンダーレストイレ
27	研究所	音環境等	扉の可動範囲の明示による安全性向上、天井仕上げの工夫による音拡散防止
28	研修所	階段	児童館を研修所に改修。子供用の階段は大人にとっても歩きやすい
29	複合施設	トイレ、礼拝室	商業エリアにジェンダーレストイレ、礼拝室を設置 基準階トイレに着替えブースを設置
30	複合施設	トイレ	商業エリアにジェンダーレストイレを設置
31	複合施設	トイレ	全階バリアフリースイレ、商業エリアの一般トイレ内におむつ交換スペースを設置
32	ホテル・旅館	客室、浴室	バリアフリー客室の入口を自動開き戸、全ての浴室に手すりを設置 パブリックフロア各階にバリアフリースイレ設置
33	劇場	トイレ（劇場）	男女比の異なるイベントに対し、トイレの男女切り替えを可能とし、男女間で偏るニーズに対応
34	劇場	客席、サイン	車椅子スペース前の手すりを脱着可能としてサイトラインを確保 視覚的な効果、誘導サインの工夫等による誘導
35	飲食店等	ベビー休憩室等	幼児・キッズ向けの機能をフードコート近くに整備
36	劇場、飲食店等	地下通路	B1FレベルとB2Fレベルを結ぶ地下通路（130m）の利用者の利便性に配慮した勾配
37	飲食店、物販店等	駐車場（機械式）	全機械式駐車場のバリアフリー対応

②優良事例のイメージ※

※収集した事例をもとに、事務局が作成

イメージ1：車椅子使用者用駐車施設

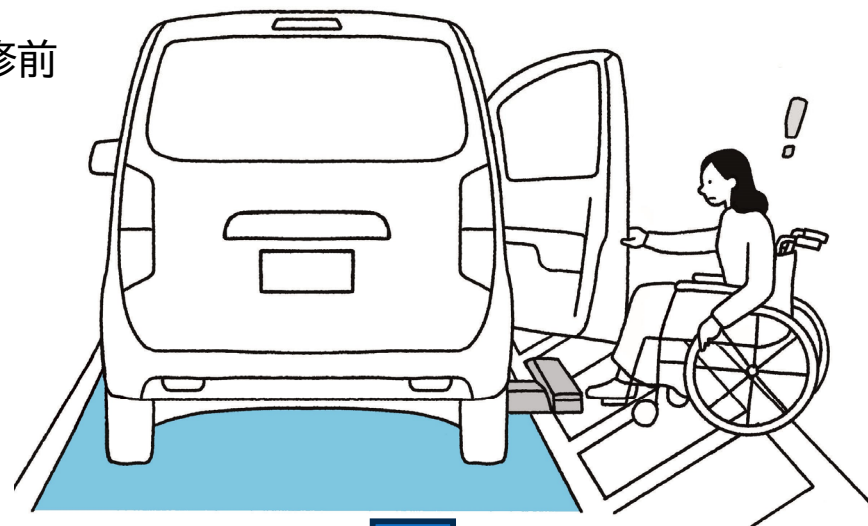
- 雨天・降雪時の車椅子使用者の乗降に配慮し、駐車施設の全体に屋根や庇を整備している。
- 車椅子使用者用駐車施設であることを容易に識別できるように、全面的に青色に塗装している。



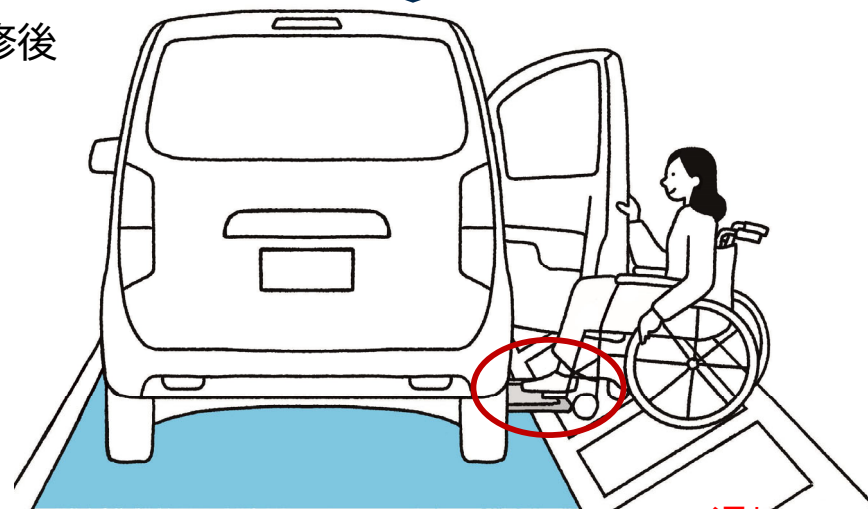
イメージ2：車椅子使用者用駐車施設

- 車椅子使用者の乗降に配慮し、段差やカバーのないフラップに改修した。

改修前



改修後



②優良事例 きたぎんボールパーク（野球場）（No.19）

- 球場内を一周する、360° 回遊コンコース沿いに車椅子使用者用客席やバリアフリートイレを整備
- 各階・内外野に合計100席分（総客席数の0.5%）の車椅子使用者用客席を確保
- 内野席は床レベルを約1mあげることで、前方の観客が立ち上がった場合もサイトラインを確保

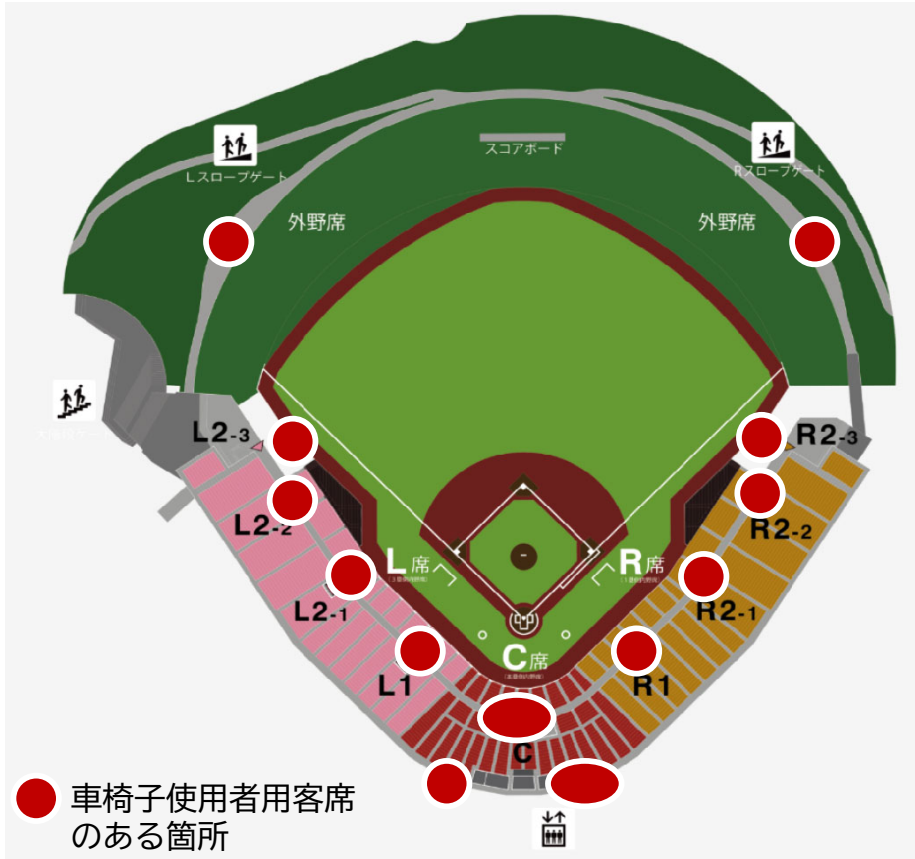
■概要

所在地	岩手県盛岡市
建築主	岩手県、盛岡市（共同）
開業	2023年4月
客席数	20,000席 うち車椅子使用者用客席100席 （内野席50席、外野席50席）
駐車場	1,042台 うち車椅子使用者用駐車施設40台

車椅子使用者用客席（内野）



球場マップ



③設計段階からの当事者参加事例及び設計事例等

- 障害者団体（5事例）、日本建設業連合会（5事例）より合計10事例の情報提供あり。

■収集した事例の概要

No.	対象施設	回答者	取組概要
1	公共施設（庁舎、美術館）、県立病院	全国手をつなぐ育成会連合会	- 基本設計段階でワークショップを3回実施。さまざまな立場や考えをもった市民の意見を反映 - 車椅子使用者用駐車施設、案内表示の高さ大きさ、クールダウンスペース等に意見を反映
2	競技場（ラグビー場）	日本発達障害ネットワーク	要求水準（入札の要件）に、Tokyo2020アクセシビリティガイドラインを遵守すること、多様な当事者を構成員としたユニバーサルデザインワークショップ（UD/WS）を実施することが盛り込まれた
3	道の駅	全国脊髄損傷者連合会	事後の改修として、障害者団体からの申し入れに対応し、車椅子使用者用駐車施設を全面青色塗装とした
4	競技場（野球場）	全国脊髄損傷者連合会	事後の改修として、障害者団体からの提言に対応し、車椅子席のコンセントや転落防止柵を設置
5	公民館	全国脊髄損傷者連合会	- 建設計画前のワークショップより当事者が参加 - トイレと駐車場について、災害時の避難所として利用されることを前提とした意見等を反映
6	診療所（病院）	日本建設業連合会	- 総合病院の設計にあたり、現場の医師等の意見聴取を3回実施 - 病棟の車椅子使用者用トイレについて、左右逆勝手のトイレを組み合わせて配置
7	公共施設（庁舎）	日本建設業連合会	- 基本設計から実施設計段階において、UDレビュー会議を4回実施 - オールジェンダートイレを新たに計画 - フラッシュライトを各便所内ブース、授乳室に設置
8	競技場	日本建設業連合会	- UDワークショップ（参加団体計14団体）を実施 - 通常より低い突起高さの視覚障害者誘導ブロックの敷設 - 発達障害者の介添え同伴のため、内部にカーテンと発達障害者の待機場所を設置した男女共用トイレを設けた
9	競技場（サッカースタジアム）	日本建設業連合会	- UDワークショップ（参加団体計13団体）を実施 - サッカースタジアムで初のセンサリールームを計画し、親子観覧室、カームダウン、授乳室などを設置。車椅子客席を垂直水平分散、サイトラインを確保
10	公共施設（庁舎）	日本建設業連合会	- 手厚い市民参画の取組として、障害者団体との協議や市民ワークショップなどを実施 - 車椅子使用者用トイレ及びベッドの数、市議会ホールの車椅子観覧席、サイン表示等に意見を反映

※No. は事務局管理用

③設計段階からの当事者参加事例及び設計事例等 庁舎の例

伊丹市新庁舎（No.10）

- 障害者団体と、市庁舎に求める要件についての意見交換会を実施。トイレの原寸図や建築材料の原寸大モックアップに基づいた協議を重ね、材料選定から設計までを共に行った。
- ホームページにおいては、毎年度の取り組み内容を紹介し、ユニバーサルデザインの内容について動画も公開している。

■概要

所在地	兵庫県伊丹市
建築主	伊丹市
開業	2022年11月

新庁舎建設への市民参画

更新日：2021年08月05日

2022年（令和4年）の開所を目指している新庁舎整備推進事業については、「市民に親しまれる庁舎」となるよう、パブリックコメントやワークショップ、工事期間中における万葉を絵で飾る、伐採樹木を使ったクラフト、工事終了後には外構の花壇整備など、様々な形で市民の皆さまに参画していただきます。

年度毎の取り組み内容

令和3年度（2021年度）

- ・ [クスノキワークショップを開催](#)

令和2年度（2020年度）

- ・ 障がい者団体との協議（第5回福祉設計会議）

平成31年度（2019年度）

- ・ 障がい者団体との協議（第1回から第4回福祉設計会議）
- ・ [伊丹市新庁舎整備仮囲いアートについて](#)
- ・ [建設予定地の樹木の活用](#)

平成30年度（2018年度）

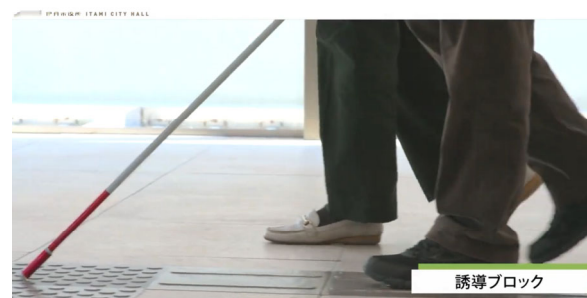
- ・ [伊丹市新庁舎整備シンポジウムを開催](#)
- ・ [市民ワークショップを開催](#)

平成29年度（2017年度）

- ・ 市民アンケートを実施
- ・ [伊丹市新庁舎整備基本計画（案）に係るパブリックコメントを実施](#)



■ユニバーサルデザインの内容を紹介する動画（一部）



段差の少ない低突起仕様になっており、



聴覚の不自由な方には磁気ループを使い、傍聴をサポートします。



車椅子で利用できるスペースや親子傍聴席も設置。

出典（取り組み内容）：伊丹市HP「新庁舎建設への市民参画」

<https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOGOSEISAKU/anzenansinsesakusuisinhan/tyousya/1529022855907.html>

出典（写真）伊丹市HP「新庁舎整備基本設計市民ワークショップの開催報告について」

<https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOGOSEISAKU/anzenansinsesakusuisinhan/tyousya/1539158912499.html>

出典：伊丹市HP「伊丹市新庁舎開庁記念PR動画」（ユニバーサルデザイン編） **通しP.38**

<https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOGOSEISAKU/anzenansinsesakusuisinhan/tyousya/index.html>

次年度の取組の方向性

建築物のバリアフリー化に向けた取組の方向性(全体像)

国土交通省の取組の基本的な考え方

<建築設計標準の策定・普及>

○施設計画に応じて求められるバリアフリー基準や考え方について、建築設計標準にとりまとめ、**普及を図る**。

(直近の取組)

- 劇場、観覧場等の客席・観覧席に関する追補版(H27)
- ホテル、旅館に関する追補版(H30)
- 小規模店舗、重度障害対応に関する記載の充実(R2)

<バリアフリー基準(義務基準、誘導基準)の設定>

○最低限遵守すべき**義務基準**と、全体水準の底上げを図る**誘導基準**を定めて、バリアフリー化を図る。

(直近の取組)

- ホテル、旅館の客室に関する基準の見直し(H30)
- 劇場等の客席に関する誘導基準の新設(R3)

<地域の実情を踏まえたバリアフリー化の促進>

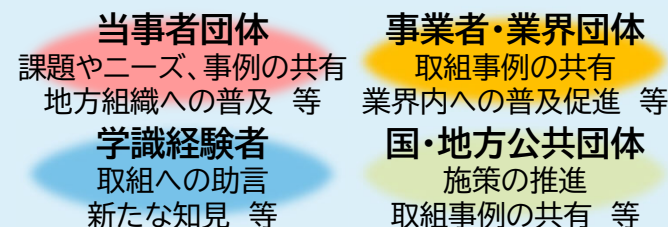
○地域の実情や施設の利用計画に応じた柔軟なバリアフリー化が進むよう、**地方自治体や民間事業者の取組を後押しする**。

(直近の取組)

- バリアフリー条例の制定促進(条例事例集の作成)(R4)
- 既存建築物の改修に対する交付金制度の創設(R4)

関係者参画による推進体制 (建築設計標準フォローアップ会議/R3~)

- 関係者間での**課題共有、意見交換**
- 建築設計標準等の**普及促進**



意見交換

【取組の方向性】

「優良事例や配慮が足りない事例」や「計画段階での当事者参画の進め方」など、**建築設計標準の更なる充実化を検討**

当事者ニーズや整備実態等の社会情勢の変化を踏まえ、**法令基準の見直しを検討**(現在実施中)

条例制定の促進、交付金制度の活用促進など、**地域の実情等に応じたバリアフリー化を促進する取組の検討**

建築設計標準の更なる充実化に向けて

- フォローアップ会議では、建築物のバリアフリー化の促進に向けて、引き続き先進事例等の共有を進めるとともに、関係者が連携して建築設計標準や先進事例等の普及・周知を促進しているところ。
- 令和6(2024)年度のフォローアップ会議では、バリアフリー基準の見直し、会議でのご意見や議論された事項、蓄積された取組・事例を踏まえ、建築設計標準の見直し検討を行う。

今後の建築設計標準に関する取組

H27 ➡ H29 ➡ H31 ➡ R3.3 ➡

蓄積した事例等を随時発信

R6
建築設計標準
見直し検討

(1) 建築設計標準の改正(H29.3、R3.3改正)

- ①小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ②重度の障害、介助等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ③建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

(2) ホテル又は旅館に関する追補版(H31.3)

(3) 劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版(H27.3)

フォローアップ会議(年2回程度実施)



建築物のバリアフリー設計に関する内容の充実

- ・設計段階からの当事者参加・意見聴取の取組事例
- ・利用者への配慮が足りない設計事例 等

優良な設計事例・取組事例の充実

- ・建築設計標準の記載事項を取り込んで整備された建築物の事例
- ・当事者からの意見聴取を反映した設計事例 等

① バリアフリー基準の見直しを踏まえた記載内容の充実

- 現在、検討している車椅子利用者用便房、車椅子利用者用駐車施設、車椅子利用者用客席の設置数の基準の見直しを踏まえた建築設計標準の内容の更新・充実化を図る。
- 本フォローアップ会議や基準見直し検討WGでの当該施設の設置数の基準以外の様々な意見を踏まえた建築設計標準の内容の充実化を図る。

② 当事者参画の取組を促進するための記載内容の充実

- バリアフリー基準の遵守のみならず、より当事者の意見を反映した質の高い建築ストックの形成を促進すべく、基本構想や設計段階から当事者の意見をより反映できるような当事者参画プログラムに係る指針等について新規記載を図る（建築設計標準とは別の冊子とすることが考えられる）。

③ 当事者特性を反映したバリアフリー設計を促進するための記載内容の充実

- 視覚障害者や聴覚障害者等の特性に応じたきめ細かいバリアフリー化を促進すべく、整備されたハードを補完するICT（情報通信技術）や福祉機器といったツールの活用方法等について充実化を図る。
- 建築物のバリアフリー化のスパイラルアップにつなげるべく、バリアフリーに配慮して設計を行っているものの当事者ニーズを正確に捉えきれずに利用しづらい整備がなされている事例（失敗事例）の新規記載や当事者の意見を正しく反映した優良事例等の充実化を図る。

建築設計標準の改正に向けたスケジュール（案）

- 「建築設計標準の改正に向けた基本的な考え方」を踏まえ、個別ヒアリング及びフォローアップ会議での意見交換を通じて、2025(令和7)年春に建築設計標準の改正等を行う。

時 期	会議名	議 題
～R6.8月頃	準備期間(各団体への個別ヒアリング等を実施)	
R6.9月頃	第7回 フォローアップ会議	- 改正建築設計標準の骨子について (仮称)当事者参画ガイドラインの構成について - 当事者参画事例、ICT等活用事例について - 失敗事例等(報告事項)
R7.2月上旬	第8回 フォローアップ会議	- 改訂版建築設計標準(素案)について (仮称)当事者参画ガイドライン(素案)について 等
R7春	パブリックコメントを実施のうえ、以下の2点を策定 - 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(改正) (仮称)当事者参画ガイドライン(新規策定)	

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準に関するフォローアップ会議（第5回）
議事要旨

■日 時 2023（令和5）年9月28日（木） 10：00～12：00

■場 所 Web 会議形式

1. 開会

2. 挨拶 国土交通省

3. 委員紹介

【事務局】

- ・ 事務局より、資料 1-1 委員名簿の確認にて委員を紹介。
- ・ 事務局より、第4回フォローアップ会議後に変更された委員を紹介。

4. 座長挨拶

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 皆さま、おはようございます。お忙しいところ、お集まり頂きまして、ありがとうございます。本日は第5回のフォローアップ会議となります。
- ・ 関係各団体、行政の方々、当事者の方々、そして業界の関係の方々がお集まり頂くという大変貴重な機会であるとともに、これを継続していくという使命が私たち一人ひとりにあると思います。これまでのフォローアップ会議に繰り返し求められてきたこととなりますが、設計標準の進捗状況、法律や基準改正の問題、良い事例を設計者あるいは関係団体の皆さんの普及啓発も含めてどうやって広めていくか、が重要と思います。更に今年度は、これからの更なる発展にこの会議が資することを期待したいと思います。
- ・ 本日も時間が限られておりますけれども、多くの方々から、ご意見をお伺いしながら進行を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

5. 議事

（1）フォローアップ会議の概要（資料 1-2）

以下の資料について、事務局より説明

- 資料 1-2 建築物のバリアフリー化に向けた取組の方向性（全体像）

（2）建築物のバリアフリー化に関する最近の動向について（資料 2）

以下の資料について、それぞれより説明

- 資料 2-1 建築設計標準の改定を踏まえた地方公共団体の動向
- 資料 2-2 福祉のまちづくり条例及び条例ガイドラインについて（大阪府）
- 資料 2-3 公共トイレへの介助用ベッド設置促進事業（東京都）
- 資料 2-4 公立学校施設のバリアフリー化について（文科省）

- 資料 2-5 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック（スポーツ庁）
- 資料 2-6 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関するガイドラインの概要（総政局）

【東洋大学 高橋座長】

- ・ それでは、意見交換、ご質問等をお願いします。行政の方々、事業者の方々、建築関係の団体の方々、どなたからでも結構です。遠慮なくご発言頂ければと思いますので、よろしくお願いします。

【日本視覚障害者団体連合 三宅委員】

- ・ スポーツ庁で今回ユニバーサルデザイン化に向けて、非常によい資料をまとめて頂き評価しています。スポーツ施設において、ハード面の整備が充実したとしても、それを実際に運用する側の理解、あるいは適切な利用がないと、せっかくよいものが整備されたのに正しく利用されない、あるいは場合によっては困ってしまう状況になってしまうことも考えられます。資料を十分に拝読してないままに発言しているので、既に記載があるならご容赦頂きたいのですが、運用する側、例えば地域でしたら指定管理者が変わってしまうこともあるので、適切な運用がされるようにということがどこまで盛り込まれているのか、いわゆるソフト面についてどのように記載されているかについて、お尋ねさせていただきます。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 近年、多くの公共的な施設で指定管理者制度を実施しているので、皆さんと一緒に作り上げてきたユニバーサルデザインの施設が、管理者のほうにうまく伝わっているかどうか、そのあたりがマニュアル化されているのかどうかというご質問ですが、いかがでしょうか。

【スポーツ庁 井上】

- ・ ご質問頂き、ありがとうございます。スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に関する管理・運営の明示的な指標などを国で一元的につくるまではたどり着いていないところですが、通しP34に記載の「ガイドブックの構成」の本編「第3章 ユニバーサルデザイン化を推進するための配慮事項」及び「第4章 スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進にむけて」において、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を推進していくにあたり、各フェーズで具体的に配慮する事項について紹介しています。そこでは、施設の管理・運営体制が適切かどうか、構想・計画の策定を発注する際の仕様書の内容、企画内容の審査項目や指定管理等の事業者の評価項目の指標の参考となるもの、管理・運営を的確に実施し、利用属性に応じた質の良いサービスを展開することで結果的に利用者の満足度を高めて再来館につなげていく取組の工夫などを盛り込んでいます。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 施設、あるいは地域によって経験が必要だと思いますし、まだまだこれからというところもあるかもしれませんが、何らかの形で運用のルール化は必要になってくると思います。

【日本視覚障害者団体連合 三宅委員】

- ・ ご回答ありがとうございます。いわゆるハード・ソフトの一体化にて、よりスポーツ施設が充実して利用されることになりますので、今後ともそのような事例の紹介も含めて、よろしくお願いします。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ パラスポーツも一般化していますので、誰もが使えるスポーツ施設はごく当たり前の時代になっているかと思います。よろしくお願いします。

【全日本ろうあ連盟 深川委員】

- ・ それぞれに色々ご説明をありがとうございます。聴覚障害者は見た目では聴覚障害ということに気づかず、わかりにくいです。スポーツ施設、学校、建物で、災害が起きたときに、聞こえる人の場合は音を聞いて逃げることができますが、聞こえない人は全くわからなくて孤立させられることがあるので、非常警報が目で見えてわかるような、ランプやパトライトみたいなもの、聞こえる方と対等に見てわかって逃げることができるようなものを付けて頂きたいと思います。
- ・ また、今聞こえない児童が地域の学校に通っていることが増えています。普通の地域の学校に通っている子どもたちが、聞こえる生徒と同じように情報が見てわかる、例えば青が終わって赤が始まりというような電光掲示板を付けるなど、音声の情報が見てわかるような設備を付けるようお願いします。
- ・ ガイドラインの中に聴覚障害者に対する配慮についての記載は、少しはあると思うのですが、とても少ないと思います。「障害者の労働安全衛生対策ケースブック」という本によい事例が載っています。トイレなどを含めた光警報装置の設置、電光掲示板の設置など、よい事例に加えて頂きたいと思います。
- ・ スポーツ施設の概要の中に、すぐ見てわかりやすいという記載がありますが、聞こえる人と同等に満足して使えるような情報が補完されている施設、そこに行きたいと思える施設をつくって頂きたい。2025年にはデフリンピックが、東京と福島県と静岡県の3カ所で開催されるので、2025年の前に電光掲示板、警報装置などを全て付けて頂ければ、とてもうれしく思います。こういうもので聞こえない人は情報がわかるのだということが、聞こえる皆さんに知ってもらえると思います。よろしくお願いします。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 深川委員からのご発言は、ご要望、ご意見と受けとめてよろしいでしょうか。

【全日本ろうあ連盟 深川委員】

- ・ 結構です。聴覚障害者がなかなか気づきにくく配慮がよくわからないという方が多いので、そのあたりをガイドラインに載せて頂けると、とてもうれしく思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 実際には実施されているのかもしれませんが、聴覚障害の方々への対応について不足している、実施されてない部分もあって、その辺が見えないということもあるかと思います。

【日本パラリンピアンズ協会 岩崎委員】

- ・ バリアフリー法に基づく条例の制定状況について1つ質問です。先ほど説明で2022年10月の段階で20団体と資料にはあるのですが、その後の制定状況というのはどうなっているのでしょうか。

【事務局 国土交通省】

- ・ 現状、2022年10月1日以降、追加の制定について把握していないというのが現状です。先ほどご紹介させて頂きました事例集等の周知を含めて、皆様に積極的に活用頂けるように、今後取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 今のところ、10年間、20団体から進展していないということです。委任条例化は、地域の様々な特性あるところで、バリアフリーを展開するときに重要な側面かと思いますので、国土交通省には、更に促進を強化して頂くようお願いをしたいと思います。

(3) 「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WGにおける検討状況（資料3）

以下の資料について、事務局より説明

➤ 建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討 WG での検討状況（報告）

【東洋大学 高橋座長】

- ・ ご説明、ありがとうございました。現在、車椅子使用者用トイレ、駐車場、客席について、基準の改正を進めているところです。駐車場については比較的わかりやすい、客席については全体のボリュームをどうするかということで比較的進めやすい。トイレについては、施設の用途、面積、各階の床面積の大小の問題も含めて、幾つかの課題が残されているところです。引き続き、この後のWGで検討していくということですが、もしご意見等がありましたらお願いしたいと思います。

【DPI 日本会議 佐藤委員】

- ・ バリアフリー基準の見直しに関して意見を言わせて頂きます。バリアフリートイレに関しては対応方針が示されましたが、その対応方針をぜひ見直してほしいと思っております。用途によってトイレの込み具合はかなり違います。例えばデパートは全ての階に一般のトイレはありますが、バリアフリートイレは数階しかないです。トイレに行くためにはエレベーターに乗らなければなりません、週末などはかなり込んでなかなかエレベーターに乗れない。やっとエレベーターに乗ってトイレに行ったら、今度はトイレの前でベビーカーを含めた行列ができてなかなか使えないという状態です。一体、私たち車椅子利用者はトイレに行くまでにどのぐらい時間がかかるのかというのが実態です。これを踏まえ、商業ビルに関しては、トイレのある階には必ず車椅子対応バリアフリートイレを複数「2つ以上」設置するとして頂きたいと思います。
- ・ また、大型のショッピングモールなどの場合は、低層で3階建てが多いですが、ワンフロア20,000㎡という非常に広いところについて、現在の見直し案は、20,000㎡あっても1つあればいいという基準です。実態は多くの大型のショッピングセンターは、バリアフリートイレをたくさんつくっているのに、実態よりかなり低い基準を今つくってしまうと、実態と乖離してしまうのではないかと思います。
- ・ 事例のケースの最後パターンはホテルだと思いますが、ホテルは客室階にトイレはなくてよいと思います。ロビーとレストラン、宴会をやる階には必要ですが、客室は部屋の中でトイレを使えますので客室階にはなくてもいい。ホテルでは各階には必要ないです。このように用途によって必要な数はかなり差が出ますので、用途別に最基準をつくって頂きたいと思います。
- ・ 次は劇場の客席についてです。これはまだ方向性は示されておりませんが、前回意見に対する回答の中で、サイトラインの確保、垂直・水平分散は建築設計標準で対応するということ

が示されました。車椅子の席だけではなくて、サイトラインの確保、目の前の手すりの高さ、水平・垂直分散、同伴者席は必ず横に置く、これらはセットで義務化する必要があると思います。いくら車椅子席をつくっても、現在のようにサイトラインが確保されてなければ、コンサート、スポーツのとき一番盛り上がるところで皆さんが立つので、私たちは全く何も見えない。とても疎外感を感じて何も楽しくなくなってしまう。それをなくそうということで、東京オリパラでは東京アクセシビリティガイドラインにサイトラインを確保することを入れ、国立競技場をはじめとするすばらしい整備ができています。これらの取組を踏まえ義務基準を検討して頂きたいと思います。

- ・ 一方で映画館はサイトラインを確保する必要はないと思います。映画館はほとんど立つことがないので、サイトラインを確保しなくても見るができると思います。分散配置はとても大事で、今、0.5%以上の席数はかなり認知が広がってきて、そういう設計にしてくださるころはあるのが、分散で配置されていなく、2カ所ぐらいに固まって配置するというのが多いです。いろいろな席を車椅子の人も選んで見られるようにするというのが本来の意図です。ぜひ分散配置も義務基準で入れて頂きたい。これは義務で入ってないと、いくらユニバーサルデザインワークショップをやっても、後から分散配置はできなくなってしまう。最初から分散配置を設計に盛り込んでおかないとどうしようもなくなるという意味でぜひお願いしたいと思います。
- ・ 最後に、今のところ、次回の第3回WGまでしか回数が見られておりませんが、ぜひこれはもう少し丁寧に進めて頂きたいと思います。特に駐車場と客席の対応方針は示されておられないので、第3回だけでは十分な議論ができない。回数を3回とせず、もう少し丁寧に議論できるようにご検討を頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ ありがとうございます。本日は議論する時間が持てないかもしれませんが、次回WGもありますし、WGの回数のお話もありました。ご要望、ご意見ということで伺いしておいてよろしいでしょうか。

【DPI日本会議 佐藤委員】

- ・ ここで議論できなくても、結構です。またWGでよろしくお願いします。

【全日本ろうあ連盟 深川委員】

- ・ バリアフリー基準の見直しのトイレについて、数を増やす、広くする、使いやすくした機能を付け加えるというお話がありました。その中には聞こえない方で車椅子を使っている人もいますので、そういう方々も利用しやすく、安心して使えるよう、トイレには災害時の光警報装置を最初から設置を頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ ありがとうございます。ご意見、ご要望として伺いさせて頂きました。

(4) 「建築設計標準」の更なる充実化に向けて（資料4）

以下の資料について、事務局より説明

➤ 資料4 「建築設計標準」の更なる充実化に向けて

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 資料4に基づき「建築設計標準の充実化に向けて」として、現状の状況についてご紹介頂きました。利用者への配慮が足りない事例の収集については、昨年度から行っておりますが、建築関係団体からのご意見、例示が多い状況です。好事例は人によって目安が違うということもありますし、当事者の方々にとっては配慮が足りない事例を挙げたら切りがないということもあるかもしれませんが、少しずつでも改善していく必要がありますので、ご意見、事例の情報をお寄せ頂ければと思います。これらを共有することによって、設計標準を改善していくときの1つの目安になるものと思います。
- ・ また、「設計段階からの当事者参加・意見聴取の取組事例」については、次年度以降、設計標準を改正していく上での様々な方策にもつながっていくので、皆様から多くのご意見を頂ければと思います。

【全国公立文化施設協会 間瀬委員】

- ・ 私どもは、全国の公立文化施設の統括団体です。指定管理の皆さんが施設を運営されていますが、各地域の施設の中での使い方については、仕様書等には書かれていない現場の細かい部分、不足している部分が確かにございます。ハード面というよりも、ソフト、運用面において、検討中の基準をどう運用するか、普及活動などをより具体化しておく必要があると思います。
- ・ ハードの面については、昭和40年、50年代に建設された劇場音楽堂等には、改修の予算が確保できない状況が散見され、合理的配慮というレベルで、運用しているところです。公立文化施設協会では各種の研修を担っていますが、これはあくまでも施設の運営の基本としてお話しをしているところです。そのため、制度化されるとよいと感じております。例えば手動の車椅子と電動の車椅子は段差の乗り越えをどのようにするのか、その差は何かなど、かなりの方はご存じないと思います。研修の中でこのような話をしているところではありますが、この基準の冒頭などで、内容の普及について宣言して頂けるとよいと思います。また、よい報告としては、全国の施設からのお声がけの中で、バリアフリーの問題、合理的配慮の問題等を研修の項目として、ぜひやりたいという劇場・ホールが増えてきたということをご報告させていただきます。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 来年度の4月から義務化されていきますし、既に公立施設では義務化されているところですが、この設計標準の見直しにあたっても、わかりやすく強化をしていくというご要望としてお伺いさせて頂きました。

【日本発達障害ネットワーク 三澤委員】

- ・ 本日、このような機会頂きありがとうございます。先ほどからの報告内容で、自治体のほうも若干増えていっているという印象を受けましたので、引き続き全自治体のほうに推進するように働きかけて頂きたい。併せて、建築設計基準なので、どうしてもハード面、大規模改修が前面に出ているのは十分理解していますが、小規模のレベルでの改善・改修も大事だと思います。
- ・ 公立小中学校について、令和7年までの数値目標等も具体的に挙げられていて、非常に積極的な取組をなされていると思っています。特に学校環境においては、発達障害の特性上から

は、情報が過多になりすぎるとかえって混乱をしてしまうため、できるだけシンプルにわかりやすい、シンプル・イズ・ベストの環境、動線を取り入れて頂きたいと思います。

- ・ 障害者スポーツについて、最近かなり普及が進んできており、屋内スポーツ施設の環境整備、利用促進は非常に大きな意味があると思います。今までの環境では、利便性の面で非常に困難を抱えています。本日の取組が施設利用にどのように反映されるのか、当事者団体からの利用に際しての困難性についてヒアリングをして頂くことも重要ではないかと改めて聞いておりました。
- ・ 併せて、障害者差別解消法（合理的配慮）からは、ソフト面での対応でも十分ということもあります。発達障害の特性からは、人的なサポートが有益な対応の1つでもありますので、ぜひ、引き続き取り組んで頂けるとありがたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 全国の自治体への働きかけ、あるいは小規模施設、学校の場合など、つくり方の問題、ガイドブック等、設計標準への反映や、継続的なヒアリング、利用者からの意見聴取をしっかりとしていくというご指摘だったかと思います。

【全国手をつなぐ育成会連合会 大谷委員】

- ・ ピクトグラムを各施設において対応して頂きたいです。まだまだ普及が少ない部分もありますが、様々な施設において、同じものを同じ使い方で統一した表示で対応して頂ければ、それが通例化し、知的障害のある方もわかりやすくなると思いますので、ぜひとも検討して頂ければと思います。
- ・ また現在鳥取在住なのですが「ノバリア」というスポーツ施設の建築委員会に関わらせて頂きました。各県に障害者のスポーツ協会がありますが、現在、そこが運営をしております。各種団体を建築段階から採用してお話しをして頂ければ、使う面などかなり充実したものができると思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。
- ・ 育成会の会員からの意見として、商業施設などにおいて、主に女性用トイレや多目的トイレなどで、知的に障害のあるお子さんを外においておけないので、お母さんとお子さんと一緒にトイレに入りますが、ロックをかけていても、お子さんがそれを開けて出て行ってしまう場合があると聞いています。本当に簡単なロックでよいので、少し上の方の子どもが届かない位置に二重ロックを設置して頂きたいという切実なる要望があることをお伝えさせていただきます。

【日本視覚障害者団体連合 三宅委員】

- ・ 情報提供のような意見になりますが、ご容赦ください。小規模店舗において、なかなかバリアフリー設備がされてないということで非常に困っているという事例をたくさん聞きます。特に金融機関の無人ATMなど、一部の商業施設の中でそういう場面があると、一人で行った視覚障害者の人が中で迷ってしまう、聞ける相手もないところで不自由を感じるということがありました。最近、東京の高田馬場にある金融機関で、面積は小さい無人ATMで、内部に誘導ブロックが敷いてあり確実にATMに行けたということで、非常に評価を受けていると報告がありましたので、1つの優良な事例として紹介させていただきます。
- ・ もう一つ、最近、点字ブロックの敷設について、施行業者などから、かなり細かいところまで問い合わせがあります。その中には建築設計標準を見ているのだけれども、書かれてない

ということで、例えば、階段の警告ブロックについて、どれぐらい離しては示されているが、幅はどれぐらい敷設すればいいのか、階段の幅いっぱい敷設すればいいのか、少しならあけてもいいのかなど、かなり細かいところまで聞かれます。また、何も物が置かれていない状態では壁から40cm離すとか、60cm離して敷設するとされているが、商業施設などで物が置かれる想定の場合にどういうふうに敷設すればいいのかなど、このような細かいところも、事例で紹介できるとよいのではと思いました。

【D P I 日本会議 佐藤委員】

- ・ 以前にフォローアップ会議でも報告された佐賀サンライズパークについて、8月に佐賀に行く機会があり、佐賀アリーナを含めて見させて頂きました。とてもすばらしかったのでご紹介したいと思います。
- ・ 車椅子席について、色々なところにあるのですが、とてもよいと思ったのは個室が結構あるところ。パーティーをしたり、VIPの人のためなどの個室があるのが、全部車椅子で入れるようになっていて、その個室から客席に出てスタンドから観戦するところも車椅子で座れるようになっていました。建物全体が誰でも使えるようにという理念でつくられているところがとても素晴らしいと思いました。
- ・ 国の義務基準がない中でつくられたのですが、担当の方が非常に情熱をもっており、すばらしい整備がありました。ぜひこういった整備が当たり前になるように義務基準の策定をお願いしたいと思います。ほかにもよい事例として、大阪関西万博を契機につくった、愛知もアジア大会を契機につくったなどあると思いますので、ぜひそういうものもここでご紹介頂きたいと思います。

【日本建築家協会 木野内委員】

- ・ 普及促進ということが重要になると思いますが、それには実態をしっかりと把握すること、ファクトとして整備実態を定量化して見える化することが最も重要だと考えております。その上で対策を打つということだと思います。その実態、ファクトをしっかりと直視するためのツールとして、ワンクリックで状況が音声や動画で見えるマッピングされた情報のようなシンプルでわかりやすい実態把握のツールが必要になってくると考えます。リストではなかなか読みにくいとか、声ではわからないということがあるので、そういった配慮が必要だと思います。実態をしっかりとエビデンスとしてとらえて、必要な施策を検討して打っていくことが最も重要だと思います。

【日本女子大学 佐藤委員】

- ・ 感想になりますが、前半でご紹介頂いた各省庁、あるいは各地方公共団体の取組について、この会議に出ていれば、いろんな情報を把握することができるのですが、それぞれが独立して動いていて、少し全体像が見にくくなっているような気がいたしました。この会議体の検討対象としては、アウト・オブ・スコープかもしれませんが、何かしら障害者・高齢者の実際の生活とリンクさせた形で、どこが、どういう取組をしているのかということがわかりやすくなるようなプラットフォームが必要なのではないか。色々なところで、それぞれ頑張っているところが見える化していくことが必要と思いました。

【東洋大学 菅原委員】

- ・ まず、議論や意見交換の時間が非常に限られていて大変残念ですとお伝えします。

- ・ 通しP16にあるように、全体のフォローアップ会議の概要について非常に丁寧にまとめて頂きましてありがとうございます。そして今後バリアフリーの推進を進めるにあたって、大きく進めるきっかけとなる一番は基準の見直しだろうと思います。現在トイレ、駐車場、劇場と見直しを進めているところですが、また、この先に小規模店舗、そして面積の規模がありますので、これらについては具体的な検討に入って頂きたい。今すぐとは申しませんが、少し先を見ながら検討して頂きたいと思います。
- ・ 通しP29の文科省からご提示頂いた資料について、令和7年度に向けてどうも達成が難しそうだという見通しが出されていたかと思います。特にエレベーターの問題はもともと設置の率が低く、1.9%しか進んでいないという中で、7年度までにどれだけ整備されるのかという疑問があります。それに対して質問が3点あります。回答はまた別の機会で結構です。1つ目は、なかなか整備が進まない理由をどのように分析されているか。その進まない理由・要因について文科省としての見立てについて質問させていただきます。2つ目は、各市町村別での設置状況の調査結果が公式サイトのほうで見られるようになっていたと思いますが、1つひとつを見ていくと、トイレ、段差解消、エレベーターについて、ほぼ100%ないしは90%ぐらい達成しているところがあります。自治体規模にもよりますが、学校の設置数が多いところでもエレベーターの設置が100%に達しているところもあります。なぜここまでできているのか、という分析、成功要因について、文科省としてどの程度把握されているのか。3つ目は、補助率の引き上げについて、自治体の実質の負担は20%だというお話がありました。実際はかなり整備が進んでいる自治体に幾つか調査をしたところでは、負担が大分軽減されたとはいうものの、だからといってバリアフリー化をより進められるとはいえないということでした。その要因はなぜか、どうもそこに齟齬がありそうだと、このあたりも現場の状況と文科省として捉えているところ、それに対して今後どのように進めていくのかというところをもう少し具体的にお伺いしたかったと思います。ご回答はまたどこかの場所でよろしくお願いいたします。

【東京大学 松田委員】

- ・ 今までのフォローアップ会議の中で出てきた意見になりますが、当事者参加の仕組みが非常に重要と思います。色々な自治体の仕事をしている中で、その仕組みを導入して頂くのは結構難しいところもあり、好事例としてお伝え頂きたいと思います。例えば東京であれば練馬区、大田区などで取り組まれていると思いますので、そのような取組を収集して情報提供頂くことで、また、より一層進めていくことになるのではないかと思います。

【建築研究所 布田委員】

- ・ スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の問題について、これはもちろん平時にも大切なのですが、大規模災害時の避難所としての役割も当然出てくると思います。入浴施設はそのまま使えるでしょうし、例えば、プールの水をトイレに流用するということもあります。このようなことをガイドブックにもぜひ反映させて頂ければと思いますし、いずれ設計標準の中でもうまく取り込めるとよいと思いました。
- ・ 配慮が足りない事例について、私も似たような調査をしたことがありますが、改修の際、面積が足りないとか、つくる場所がいい場所がなかったなどで、手すりの設置がうまくいかななど、改修でやったらうまくいかなかったという部分があります。また、点字ブロックは、

目が見えない、もしくは弱視の方には有効なものとして機能するわけですが、一方で例えば車椅子の方がそこを通ろうとするとガタガタする、それぞれ対象となる方々の要求の違いによって、コンフリクトを起こすことがよくあるので、それぞれの要求の違いから探っていくのも1つの方法ではないかと考えました。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ ありがとうございます。恐らくまだたくさんのご意見、ご発言を頂かなければいけないと思いますが、追加のご意見を事務局で受け付けておりますので、そちらの方にご意見などよろしくをお願いします。
- ・ 建築設計標準というのは建築設計の標準化をしていくことであり、これまでのバリアフリー対策上の建築設計標準からいかに建築設計の標準化をしていくのか、目標にしていくのか、そういう時代に来ているということがよくわかります。そのためにも、更に皆様方にはどのようなことに困っているのか、好事例は何かなど、少しずつでもたくさんご意見を頂きながら充実させていく必要があるということを痛感いたしました。引き続き、更に広く利用者の皆様のご意見をお願いします。いつも要望とご意見を伺うだけで終わってしまうので、事務局とも相談して運営の改善を図ってまいりたいと思います。
- ・ 本日はありがとうございます。これで私のほうの進行を終わります。

6. その他

【事務局】

- ・ 追加意見の提出様式について、締切りは2週間とし、メールにて依頼します。
- ・ 次回第6回フォローアップ会議について、来年の2月頃を予定しており、また改めてご案内をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

7. 閉会

以上